

# 運転と車両の安全

## Requirement Specification



## 概要

この基準は、運転と車両の安全性における、健康、安全、およびウェルビーイング(HSW)の側面に関するエリクソンの包括的な最低要件について説明しています。

## 適用範囲

本基準は、所有車両、レンタカー、または会社業務に使用する個人所有の車両(通勤は除く)など、あらゆる車両の操作に携わるエリクソンのサプライヤー、サプライヤーの従業員、およびその他のサプライヤー関係者に適用されます。

本「指示」は会社業務での車両の使用に適用され、私有車やレンタカーも含め、業務目的で自動車を運転して作業現場から、または作業現場へ移動する場合について言及しています。

エリクソン現地法人、顧客、または現地規制などの要件が本「指示」より厳しい場合や、より厳しい要件の数が本「指示」より多い場合は、常にそれらが本「指示」で定められている当該要件に優先するものとします。



## 目次

1	指示内容	3
1.1	全般	3
2	運転前要件	5
2.1	リスク評価	5
2.2	運転前点検—プロジェクトに使用する車両のみ	5
2.3	走行管理計画—プロジェクトに使用する車両のみ	6
3	運転車の要件	7
3.1	運転制限	7
3.2	健康上の運転適性	8
3.3	運転者のオリエンテーション/訓練	9
3.3.1	運転者のオリエンテーション	9
3.3.2	エリクソンの安全運転意識向上	9
3.3.3	守りの運転/安全運転	9
3.3.4	オフロードまたは4輪駆動	10
3.4	運転パフォーマンスのモニタリング	10
3.4.1	モニタリングプロセス	10
4	車両の要件	10
4.1	車両の安全機能	10
4.2	オフロード車両の安全機能	12
4.3	けん引、トレーラー、特大積載物	12
5	その他の車両タイプと業務用途	13
5.1	オートバイ(2輪車)	13
6	責任	13
6.1	運転者	13
6.2	作業責任者(PICW)/チームリーダーまたは同等担当者	14
6.3	サプライヤーのプロジェクトマネージャー	14
6.4	フリートマネージャー、フリートコーディネーター、または同等担当者	14
7	参照	15
8	変更情報	15

## 1 指示内容

### 1.1 全般

- パフォーマンスの低下につながるアルコールや薬物(処方薬を含む)の影響下にあるときに、作業や運転は絶対にしないでください。[救命ルール]
- 自分が運転する場合も同乗する場合も、必ずシートベルトを着用してください。[救命ルール]



- 制限速度を超えないでください。[救命ルール]
- 運転中は絶対に携帯電話やデバイスを使用しないでください。[救命ルール]。これにはSMS、ビデオ通話、音声通話が含まれますが、これらに限定されません。音声通話には、Bluetoothまたは同様の技術を用いて接続したスピーカーを使用できます。運転中はヘッドホンやイヤホンを使用しないでください。
- プロジェクト、国または地域、あるいは事業部レベルごとに実施される「リスク評価」(2.1項を参照)には、運転と車両の安全性を含めるものとします。
- 走行ルート全体において、携帯電話のネットワークカバレッジがない場所が判明している場合は、単独運転は避けてください。
- すべての運転者は、有効かつ最新の運転免許証を持ち、指定の車種/クラスの車両を運転するための現地の法的要件を満たしている必要があります。
- 許可されている場合は、「車載モニタリングシステム」(IVMS) / 「テレマティクス」が許可されている場合は、それを強く推奨します。IVMS/テレマティクス機器が設置されている場合、運転者の挙動が定期的に監視されます。
- 運転者は、運転する車両の操作と制御に精通している必要があります。
- 運転者と同乗者は、いかなる場合も車内での喫煙または電子タバコの使用を禁止されています。
- 無許可の同乗者(その移動について指定された業務範囲に関係のない人)やヒッチハイカーを乗せることは禁止されています。
- 同乗者は、ピックアップトラックも含め、絶対に荷物室や車両の荷台に乗って移動してはなりません。
- 車両内の機器類や資材は、動かないようしっかりと固定するものとします。
- 車両は登録、保険に関するすべての現地規制を満たし、使用目的に適した状態でなければならない。
- 車両は、現地の法規制に従った検査手順を遵守するものとします。
- 車両は、車両販売者またはメーカーが定めるメンテナンススケジュールに従うものとします。安全ではない状態の車両は運転してはならず、修理が行われるまで使用を中止する必要があります。メンテナンスの記録は、要請に応じてエリクソンが入手できるものとします。
- 車両は、メーカーが指定した最大積載量を超えて積載してはなりません。
- リスクの観察、ニアミス、およびインシデントは、根本原因の分析と措置の決定が行えるよう、適時に「グローバルインシデント報告ツール」([GIRT](#))に報告されなければなりません。



- 運転者と同乗者は、本「指示」の要件を満たしていない運転事例や車両を認識、関与、目撃した場合、あるいは実際に運転した場合は「サプライヤー向け作業停止権限基準(SWA)」「1」に従ってGIRTで懸念を提起することが推奨されます。
- 2.2項に従って、車両の安全な動作を確認するための「運転前点検」を実施するものとします。
- 2.3項に従って「走行管理計画」を実施するものとします。

## 2 運転前要件

### 2.1 リスク評価

プロジェクトごとに実施されるリスク評価には、運転および車両の安全性に関するリスクを含めるものとします。最低限、以下の要素に対処しなければなりません。

- 運転の必要性(作業をバーチャルで完了できないか、あるいは運転以外の安全な交通手段があるか、といった検討)。
- 気象条件(予報および極端な気象条件の可能性)
- 夜間帯の運転
- 1日の平均走行距離
- 走行経路の地形、道路状況、交通状況など
- 車両の状態とすべての安全機能
- 発生する可能性のあるセキュリティ状況
- 携帯電話ネットワークが利用可能か
- 緊急事態発生の可能性と緊急時サービスが使用可能か
- 運転者の経験と資格
- 宿泊の潜在的な必要性和宿泊施設利用の可能性
- 会社の業務で時折使用することを目的とした個人所有車
- 上記以外に、評価対象のプロジェクト/エリアについて既知の、または特有のその他のリスク

本「指示」に定められた要件に従い、適切な管理手段を定義・整備して運転者、同乗者、一般人、関係者などを保護し、特定されたリスクの排除または軽減を行うものとします。

リスクの残留レベルが管理・軽減後も依然として高い場合や非常に高いとみなされる場合は、「直属の上司」または担当のEHS SMEに問題を提起してください。リスクの可能性が高い、または非常に高い場合、運転は許可されないものとします。

### 2.2 運転前点検－プロジェクトに使用する車両のみ

- 運転者は、毎日その日最初の走行前に、運転前点検を実施するものとします。点検が推奨される箇所は以下のとおりです。

車両:

- 運転者と同乗者全員のシートベルト



- ヘッドライト、ブレーキライト、方向指示灯、ハザードライト(すべてのランプが正常に作動すること)
- クラクション
- ウィンドウとミラー(汚れやひび割れがないこと)
- フロントワイパーと適切なウォッシャー液
- タイヤのトレッドパターン
- スペアタイヤとタイヤ交換用具(サービス契約に含まれていない場合)
- 応急処置キット、緊急時キット(警告コーン/三角停止板など)、消火器
- 漏れの跡

運転者:

- 運転者の疲労と健康状態
- バックミラーの調整(死角を最小限にするため)
- シートとハンドルの調整(該当時)

書類:

- 運転者の運転免許証の有効期限
- 法的に必要な車両関連の書類(タグ、登録、保険、メーカーのマニュアルなど)「運転前点検」で見つかった不備の是正。運転者や同乗者に差し迫った危険をもたらす欠陥がある場合、運転は許可されないものとします。

## 2.3 走行管理計画—プロジェクトに使用する車両のみ

「リスク評価」(2.1項)で網羅されていないリスク、稀なリスク、並外れたリスク、あるいは車両/運転者または予定の輸送手段に特有のリスク、移動経路のリスク、現場の所在地に関するリスク、または出発地からの往復の道中においてその他の条件などがあることが事前に分かっている場合、これらのリスクを排除または軽減するための措置を特定するため、移動(往路・復路とも)を開始する前に「走行管理計画」(JMP)を策定するものとします。

移動経路に特有の稀なリスク、並外れたリスクには下記のような要素が含まれます。

- それ以前に登録/確認されていない、新しい、または別の運転者/車両
- 極度な遠隔地にある場所や現場(人里や緊急時サービスから遠く離れている場所)
- 長時間の走行(400キロメートル(250マイル)または4時間以上)
- オフロード地形
- 特大寸法の積載物を積んだトレーラーのけん引

JMPでは、下記のような特定リスクに対処します。

- 運転者の健康および精神状態(過度のストレス、注意散漫、プレッシャーなど)
- 運転者の全体的な経験とパフォーマンス
- 運転時間を含む総労働時間
- 夜間帯の運転
- 道路の種類(主要高速道路、2車線道路、トンネル、橋、工事区間、未舗装道路、深い穴、危険なカーブ、急勾配など)
- 予見可能な、または既知の交通/道路状況(道路上の歩行者、洪水が起こりやすい地域、路肩がない場所、断崖絶壁沿い、地滑りの可能性、深い穴、大型車両が道



路を通行、渋滞、一方通行、夜明け/夕暮れの直射日光、不十分な道路照明、交通信号の欠如、道路を動物が横断、鉄道の踏切など)

- 現在の天候と天気予報
- 目的地到着時の連絡先またはチェックイン情報(名前や電話番号など)
- 携帯電話の通話エリア圏外であるか、または通話不良になる可能性があるか
- 休憩・食事施設の可用性
- 休憩のスケジュール、場所、宿泊など
- 適切な水分補給規定
- 輸送する機器類および/または資材の重量、高さ、長さ、車両の寸法ならびに道路上の頭上のインフラ(橋、高架道路など)との比較
- 機器類/資材が動かないよう、車内でどのように固定されているか
- 給油/充電スタンドの場所
- 少なくとも緊急番号、近隣の医療センターとその緊急管理能力、車載緊急対応用品の詳細、作業員の緊急時対応訓練を含む、緊急時対応計画
- 目的地とその周辺へのアクセスルート

### 3 運転車の要件

#### 3.1 運転制限

下表に示す最大運転時間に従うものとします。これらの制限は、業務上または効率上の目的で運転時間を最大限いっぱいには設定するために使用してはなりません。

夜間帯、特に肉体上/認知上の労力を要する長時間の作業シフトの後は、可能な限り運転を避けてください。

	最大運転時間数
最大運転時間	<ul style="list-style-type: none"><li>● 一回の作業シフトで運転者がハンドルを握る時間は、累積で最大10時間に制限されています。</li><li>● 運転時間が10時間を超えると予想される場合、移動を2日に分ける必要があります(適切な宿泊施設も手配)。</li><li>● 2時間ごとに15分間の休憩を取るよう計画します。</li><li>● 運転開始後2時間以内に安全確実に休憩できる場所がない場合は、できるだけ早く停車して休憩を取ります。</li><li>● 運転者は、作業シフトで最初に運転する前に、十分な休息(8時間の中断のない休息など)を取るものとします。</li></ul>



	<ul style="list-style-type: none"><li>• 運転者が遠隔地まで運転した後、「ハイリスク活動」を含む現場作業を実行したり監督したりすることになっている場合、現場への往復の運転は累積4時間を超えないものとします。</li><li>• 夜間帯に現場への往復運転を行う場合は、移動の各区間を最大2時間に制限するよう努めるものとします。</li><li>• 運転者は往路に着く前に、運転パフォーマンスや安全に影響を及ぼす可能性のある、その日の作業による身体上、健康上、精神上への悪影響を直属の上司/監督者に報告するものとします。</li></ul>
--	---

### 3.2

#### 健康上の運転適性

- すべての運転者は、運転に対する健康上の適性を有している必要があります。これには、十分な休息が取れており、運転任務の間中注意力を維持できることも含まれます。

運転者は、市販薬や処方薬を含め、安全な運転に影響を与える可能性のある薬剤やアルコールの影響を受けていないものとします。また、疲労感や倦怠感がある場合にも車を運転してはなりません。

- 運転者は、運転する前に毎回、身体面と精神面での準備ができていないかについて、自己評価を行うことが推奨されます。この自己評価には以下を含めるものとします。
- 身体的健康: 運転者の体調が良好で、何らかの症状や薬剤によって集中力が低下していないこと、ならびに安全パフォーマンスに影響を与える可能性のある健康状態は認められないことを確認する。
- 休息: 運転者は鋭敏さと集中力を保つため、就業前に十分な休息と睡眠を確保する。
- 水分補給: 運転者は適切な水分補給を確実に維持する。
- エルゴノミクス: 運転中の不要な身体的負担を防ぐため、姿勢とシートの設定に注意する。
- 精神的健康: 運転者の心が穏やかで精神的に集中でき、何らかの症状や薬剤によって集中力が低下していないこと、ならびにパフォーマンスに影響を与える可能性のある健康状態は認められないことを確認する。
- 運転者は、運転パフォーマンスに影響を与える可能性のある精神上または健康上の状態(過度のストレス、注意散漫、プレッシャーなど)を感じた場合は直属の上司や監督者に通知し、予防措置や軽減措置について合意に達する。



### 3.3 運転者のオリエンテーション/訓練

エリクソンのために、またはエリクソンに代わって、会社業務で車両を使用するすべてのサプライヤー従業員は、以下のオリエンテーション/訓練を受けるものとします。

#### 3.3.1 運転者のオリエンテーション

新入社員および/または新規運転者が会社業務で初めて車両を運転する前に、このような運転者に対するオリエンテーションを完了させるものとします。

オリエンテーションのセッションは、運転者の直属上司、監督者、安全関連担当者、またはフリート管理担当者が行うものとします。運転者オリエンテーションは、次のようなトピックを取り上げるものとします。

- 運転する車両クラスについて、有効で期限の切れていない運転免許証を持っていることの確認
- 適用される「エリクソン救命ルール」
- 「運転前点検」と「走行管理計画」の要件
- 健康上の運転適性要件
- 本「指示」のその他の関連要件
- 割り当てられた車両の制御操作
- 現地またはサプライヤーに特有の、フリート管理や車両使用に関する規則と取り決め
- 交通法に違反した運転者、または本「指示」の要件を遵守しなかった運転者への影響
- エリクソンの「グローバルインシデント報告ツール」([GIRT](#))で事故を報告するタイミングと方法

#### 3.3.2 エリクソンの安全運転意識向上

毎年、エリクソンの最新のオンライン「安全運転」モジュールを修了するものとします。

安全に帰宅する

#### 3.3.3 守りの運転/安全運転

少なくとも2年ごとに、現地ベースの「守りの運転/安全運転」対面トレーニングコースを修了するものとします。

コースは最低4時間をカバーし、室内講習とハンドル操作(実践)の両方で構成されていることが推奨されます。

守りの運転コースは、全国的に認知または認定された訓練提供者による講習であることが推奨されます。これが不可能な場合は、守りの運転に関する専門知識と訓練資格を持ち、そのようなコースを提供できるエリクソン従業員が講師となります。コースには知識テストが含まれ、受講証明書を提供するものとします。



注意: 典型的な守りの運転コースは、危険を回避したり交通事故を防止したりするための一連の技術と慣行で構成されています。通常、守りの運転コースで取り上げられる一般的なテーマは以下のとおりです。

- 運転者の観察範囲の拡大
- 継続的な視覚探索
- 周囲環境の総合的な認識
- 他者の行動の予測
- 事前計画
- 好タイミングで計画的な行動/反応
- 疲労の予防

### 3.3.4 オフロードまたは4輪駆動

オフロード地形を走行する運転者は、少なくとも2年ごとに、以下のような四輪駆動スキルを安全に使用するための実践的なコースを修了するものとします。

- 4輪駆動トランスミッション
- 多様な地形に対応した運転技術
- 脱出テクニック
- オフロード走行時の各種機器およびツールの概要

## 3.4 運転パフォーマンスのモニタリング

運転パフォーマンスは、優れたパフォーマンスを評価し、改善の必要性やコンプライアンス違反などに対応できるよう、モニタリングするものとします。

### 3.4.1 モニタリングプロセス

運転パフォーマンスは、適用される規制および法律で許可されている場合、運転者によって定期的に(毎月など)提出され分析を受けるものとし、直属上司や直属監督者らは、優れたパフォーマンスを評価したり、改善の余地に言及したりするなど、運転者にフィードバックを提供するものとします。必要に応じて、「結果管理」が適用されます。

## 4 車両の要件

### 4.1 車両の安全機能

会社業務で使用するすべての車両は、現地の規制で義務付けられているすべての安全機能に準拠するものとしませんが、少なくとも以下を含むものとします。

- 可聴クラクション
- 方向指示灯
- 非常点滅表示灯
- 適切なフロントウォッシャー液とワイパー



- バックミラー（車内、運転席側、助手席側のすべてのミラー）。
- すべてのシートのヘッドレスト（調整式または固定式）
- 良好な状態のメーカー推奨のタイヤ
- 車両の重量に適した定格のスペアタイヤ、ラグレンチ、およびジャッキ（サービス契約に含まれていない場合）
- フロントガラスやウインドウの曇りを防止する適切な換気システム
- 運転席と助手席の正面衝突エアバッグ（フロントシート）
- すべてのシートのシートベルト（3ポイント）
- デイタイムランニングライト（使用できない場合は、運転者が手動でヘッドライトをオンにすること）

推奨される車両および走行のための安全機能は、以下を含むものとします。

- テレマティクスと呼ばれることもある、車載監視システム。エリクソンは、エリクソン車両の望ましいソリューションとして「フリートマスター」の使用を強く推奨します。IVMS/テレマティクス装置の機能は以下のとおりです。
  - 位置、速度、急ブレーキ、急加速、衝突など、車両と運転者の各種挙動の監視。
  - 無効にしたり車両から取り外したりできないような方法で取り付けられている。
  - リアルタイムの監視と追跡が可能。
  - 特定の走行について、以前にさかのぼってレポートを生成することが可能。
  - 期間別（日、週、月）の排出量と走行距離を推定するために、フリート管理レポートの生成が可能。
  - 少なくとも90日間の走行記録を保持。
- ラミネート加工の安全ガラス
- シートベルト警告アラーム（シートベルトを着用していない乗員について）
- サイドエアバッグまたはカーテンエアバッグ
- 後退時警告システム（近くにいる車両などの運転者に警告するシステム）
- バックカメラ（後退時に作動）
- タイヤ空気圧低下警告
- アンチロックブレーキシステム（ABS）
- エレクトロニックスタビリティコントロール（ESC）。横滑り防止装置。
- 運転中の通話やメッセージ送信を自動的にブロックする機能/アプリケーション（携帯電話用）
- 運転者の注意力低下警告、あるいは検出モニターまたはシステム

車両は以下を装備するものとします。

- 緊急キット（コーンまたは三角停止板、懐中電灯など）
- 現地の規制で義務付けられている内容の「応急処置キット」
- 現地の規制を満たしている火災消火器。ただし、少なくとも1キログラム（2ポンド）のABC乾燥化学粉末が充填され、適切に固定されていること。

無線受信率調査に視覚的なディスプレイ画面を使用する場合は、画面は車両フロント部の、運転者の注意をそらさないような場所に設置するものとします。



## 4.2 オフロード車両の安全機能

上記の要件に加えて、オフロード車両には以下も含まれるものとします。

- 側面衝突移動式変形バリア
- ポール側面衝突要件
- ギアボックスレバーで作動する後退時可聴アラーム
- 反射フィルム
- トレーラーの場合：反射フィルム、アンダーラン保護デバイスまたはリアバンパー、けん引車両と互換性のある連結装置。
- 内側および外側ロールバー
- オールテレーン(全地形対応)タイヤ
- デイタイムランニングライト

## 4.3 けん引、トレーラー、特大積載物

- 別車両のけん引は、必ず専門のけん引サービス/車両によって行われること。
- トレーラーをけん引する必要がある場合、以下の最低要件を遵守のこと：
- けん引車両が目的に適合し、けん引されるトレーラーまたは機器類のサイズに適している。
- トレーラーの総重量が、けん引車の未積載重量を超えていない。
- 最大積載量がトレーラー本体に明記されている。
- けん引されるトレーラーと積載物の重量が、トレーラーヒッチの最大定格荷重を超えていない。
- けん引機構(ヒッチ)は、車両メーカーの仕様と定格にのみ従って取り付けること。バーやチェーンの使用は禁止されている。
- けん引カップリング/機構に不具合が発生した場合に備え、すべてのけん引トレーラーに適切な安全チェーンまたはケーブルが装備され、けん引中も繋ぎ止めておけるようになっていること。
- けん引されるトレーラーのブレーキと照明が正しく作動するか、使用前に確認すること。
- けん引されるトレーラーは、保守点検を毎年受けること。
- 絶対に、けん引されるトレーラーや機器類に人を乗せて走行しないこと。
- 特大サイズの(側方に突き出ている)積載物は、現地の法律要件に準拠する。具体的な要件が規定されていない場合は、以下のガイドラインに従うこと。
  - 必ず突き出ている積載物の端に明るい色の布を取り付ける。
  - 特大積載物であることを示す標識板を取り付け、走行を開始する前に適切な交通当局に通知する。
  - 積載物がトレーラー前部に突き出ている場合は、フルロックターンの際にけん引車両の後部と接触しないように積載物を配置する。



## 5 その他の車両タイプと業務用途

### 5.1 オートバイ(2輪車)

輸送手段や機器類の配送など、業務目的でオートバイを使用することは認められていません。

作業現場に人を運ぶ唯一の手段は、4輪自動車とします。

機器を輸送したり現場へ配送したりするための唯一の手段は、トランクまたは荷台、ルーフラック、所定位置への固定など、適切な固定手段を装備した4輪以上の車両とします。

## 6 責任

### 6.1 運転者

すべての運転者は、以下の責任を理解し果たすものとします。

- 有効な運転免許証を保持し、当局により運転免許証が停止、失効、または取り消された場合は、遅滞なくPICWまたは同等の担当者に通知する。
- 運転免許証の区分に従った車両のみを運転する。
- 指定された運転者向け訓練に時間通りに参加する。
- 運転前に必ず自分の健康についての自己評価を行って運転に適しているかどうかを判断し、問題があればPICWまたは直属の上司に報告する。
- 疲労している状態や、アルコールまたは薬剤(市販薬または処方薬)の影響を受けている状態で運転しない。
- 勤務日または勤務期間のいずれにおいても、最大時間を超えて運転しない(詳細については3.1「運転制限」の項を参照)。「拒否」を表明し、直属の上司および/または上級管理職に上申する(必要な場合)。
- 危険物や有害物の輸送は、訓練を受け、特別に認可され、現地の規制要件に準拠している場合にのみ可能となる。
- 運転中は運転に集中し、注意散漫を引き起こす可能性のある行動や活動を避ける。
- 守りの運転を実践し、予想外の事態に備えるようにする。
- 走行管理計画と緊急時対応計画に従う。
- 車両の誤作動と事故を適時に報告する。



## 6.2 作業責任者(PICW)/チームリーダーまたは同等担当者

PICWは、車両と運転者を業務配備する前に、本文書で定義され、自分の管理範囲内である要件について、コンプライアンスを確保しなければなりません。これには以下が含まれるが、それのみに限定されません。

- 運転者の運転免許証、訓練、および任務に対する適性を示す健康診断証明書が有効である。
- 車両登録、保険、メンテナンスが最新の状態である。
- すべての車両(トレーラーやタンク車も含む)が目的に適合し、路上走行に適している。
- 車両には、GPS/テレマティクスを含め、少なくとも本基準で定義されたすべての安全機能や機器類が装備されている。
- すべての運転者について、疲労の兆候や安全運転能力に影響を与える可能性のある状態がないことを含め、シフト開始時の健康状態が任務に適していること。運転に適さない者は運転任務から外す。
- 運転時の挙動はモニタリングされ、粗悪な行動は直属の上司による何らかのアクションの対象となる。
- リスク評価と走行管理計画策定を実施し、運転者と関係者全員に伝達する。
- 事故はすべて、エリクソンの要件に従って適時に報告する。

## 6.3 サプライヤーのプロジェクトマネージャー

マネージャーは、本文書で定義され、自分の責任範囲内である要件が、確実に遵守されるようにしなければなりません。これには以下が含まれるが、それのみに限定されません。

- 本文書で定義された関連要件を、すべての従業員とサプライヤーに明確に伝達する。
- すべての運転者が、本文書で定義されているすべての関連要件を満たしている。
- 粗悪な運転行動には速やかに対処する。
- 疲労のリスクを適切に管理し、作業計画の策定時に考慮に入れる。
- 運転者はリスク評価と走行管理計画策定に加わり、必要かつ実行可能な場合は直接参加する。
- 運転に関連するすべての事故について報告、調査、根本原因の特定を行い、再発防止のための是正措置を実施する。
- 本「指示」の要件へのコンプライアンスを監視し、改善プログラムの策定や実施を行う。

## 6.4 フリートマネージャー、フリートコーディネーター、または同等担当者

- 車両と運転者を業務配備する前に、本基準で定義され、自分の管理範囲内である要件について、コンプライアンスを確保すること。これには下記が含まれるが、下記のみ限定されません。



- 運転者の運転免許証、訓練、および任務に対する適性を示す健康診断証明書
- 車両登録、保険、メンテナンスが最新の状態であること。
- すべての車両（トレーラーやタンク車も含む）が目的に適合し、路上走行に適していること。
- 車両に、本「指示」で定義されたすべての安全機能と機器類が装備されていること。
- 運転者に疲労の兆候や安全運転能力に影響を与える可能性のある状態がないことを含め、シフト開始時の健康状態が任務に適していること。そうでない場合は運転任務から外す。
- 運転時の挙動はモニタリングされ、粗悪な行動は直属の上司による措置の対象となる。
- 事故はすべて、エリクソンの要件に従って適時に報告すること。

## 7 参照

- [1] 基準、[1/155 01-LZT 138 2381](#)、サプライヤーの作業停止権限プロセス

## 8 変更情報

改訂 E。ドキュメント全体の完全な改訂。